

資本主義の凋落は止められるか

～会社法修正による持続性ある新しい営利会社・事業体の路の挑戦～

岡安 喜三郎 (協同総合研究所特任顧問)

1 はじめに

気候変動や分断の世界、いまや地球そのものが存続しうるか否かが大きく問われる時代に入った。何が原因かは、多くの人たちは気づいている。

「我々が知る資本主義は死んだ。これから出現するであろう新しい形の資本主義はフリードマンの言う金儲け資本主義ではない」(マーク・ベニオフ)。この言葉はニーチェの「神は死んだ」を彷彿させるインパクトがある。アメリカ合衆国で広まった本論の新しい会社形態の法制度は2010年のメリーランド州に始まり、既に多くの地域・国で法制定が進んでいる。

今年(2022年)初夏に岸田首相が提起した「新しい資本主義」によって、アメリカ発のベネフィット・コーポレーション(以下「BC」)やパブリック・ベネフィット・コーポレーション(以下「PBC」)、あるいはワシントン州、カリフォルニア州の社会的目的企業(以下「SPC」)という新しい会社形態が注目されているが、冒頭の文言はBC、PBCを普及している非営利団体「B-ラボ」が発行している役員向けパンフレット

(「Board Playbook」)の前置きに書かれているものである。

このような流れは、アメリカ合衆国やカナダにとどまらず、イタリア、南米などにおいて同様の趣旨の法律が制定され、さらには、フランスにおいて2019年5月22日のPACTE法(企業の成長と変革に関する法)により、法人化されている様々なタイプの企業・会社の枠組みに「ミッション型企業」(Entreprise à Mission)と呼ばれる新しい質を持った企業の導入をもたらした。イギリスにおいても、2006年会社法改正でできた第172条を改正することによって「社会等改善事業法」(Better Business Act)を実現する運動が展開されている。

協同組合に人間尊重や環境保護などの価値を見出し、その発展のために活動・研究している者からすれば、「資本主義は死ぬ運命ではなからうか」と脳裏をよぎっている。いや、ケンシロウに言わせた「おまえはもう死んで……」と言いたいところである。資本主義経済の矛盾――格差を作り出さなければ経済が進展しない、それは政治的・社会的差別と連動している――の克服は、資本主義諸国において資本主義経済の代案

として様々な形で模索・展開されてきた。

2 資本主義の対案・代案

歴史上の世紀単位で見れば、資本主義経済の「次の段階」とされた社会主義経済～生産手段の社会化と計画経済(実態的経験は生産手段の国有化と中央指令型経済)～が資本主義経済の対案(カウンタープロポーザル)であった。しかしながら、その経済体制は「共産主義国家」において政治形態と情報統制をそのままにして放棄され、共産党主導の資本主義経済(それは前述した矛盾が顕在化している)を採用する始末である。国際経済を見れば、GDP世界第2位と台頭する中国(中華人民共和国)に「平和と安全の維持を脅かすもの」として、対ソ連とは違う形のアメリカを先頭とする資本主義の変化の現れである。

1990年代のソ連・東欧社会主義国の崩壊後の代案(オルタナティブ)として、近年の具体的な会社形態に「社会的企業」がある。本論の新しい会社形態との関連で言えば、アメリカ合衆国においては「アメリカ版社会的企業」の延長に位置づくが、ヨーロッパの社会的経済企業、社会的企業とでは一線を画していると言えよう。

社会的企業はどちらの型にしても、「非営利」を標榜し、地域住民の雇用拡大と地域経済の発展とを目指すものではあるが、その主体が住民で、地域資本と住民主導運営によってそこで生み出す利益を地域の中に還元する構造(ヨーロッパ型)なのか、住民雇用と地域還元は単に経営者の「善意」

の方針の範囲(アメリカ型)なのかの違いがある。(参照:「社会的企業ノート(1)」、『協同の発見』131号、2003年6月)

ヨーロッパでは伝統的に社会的経済という概念が培われてきた。それは前世紀末までにそれを担う組織形態、協同組合(C)、アソシエーション(A)、財団(F)、共済組合(M)をその構成要素とする「解釈」に収斂されてきた。これらは社会的経済企業と言われる。その発展形態としての社会的企業の特徴には配当制限や、企業統治の資本支配からの脱皮(一人一票)が謳われている。いわば協同組合形態、特にイタリアの社会的協同組合に引張られた流れである。これは制度というより、当事者主体の運動の結果である。

さらにヨーロッパや中南米のいわばラテン系諸国で主として発展してきた連帯経済の運動は、それが社会課題・地域課題の当事者主体の解決というプロジェクト型であることから、参加する企業の形態を特に問うわけではないが、当事者主体という点で協同組合がリーダーシップをとっていると言える。今世紀に入ってから社会的経済と連帯経済の運動が連携、「共闘(共同した運動連携)」を強める流れが出てきている。日本の研究者が「社会的連帯経済」と表現する“社会的経済および連帯経済”である。

3 資本主義の補完・補強の路 (営利組織復権の路)

では、本論の冒頭に紹介したBCやPBC、SPCなどの新しい会社形態・企業形態は、資本主義経済との関係ではどのような位置

にしているのであろうか。それは営利企業・営利会社である点でわかり易い。すなわち、株式会社では運営が資本支配（議決権は株数に比例する）が維持され、利益配当をする営利性を保持したまま、社会課題や環境課題、さらには従業員を含むステークホルダーの利益などを目的や使命として定款（基本規約）に記載することから始まる。LLC（Limited Liability Company：「合同会社」）も採用する州においても、その基本は踏襲される。国や地域によっては、目的や使命に基づく事業報告書そして第三者の監視報告を義務付けるところもある。先に言及したフランスやイギリスの事例も同様である。

この法律を積極的に推進する人たちからすれば、「環境意識、社会的意識、ガバナンス意識の高い人たちにとって魅力ある会社制度」ということになる。

このような視座から、各地の法制化を追跡してみたい。

アメリカ・カナダ

アメリカ合衆国一般

BCないしPBCは営利法人で、税法上の地位は一般会社と同じであるが、単に利益をかせぐだけではなく、株主、従業員、顧客の利益、行政府、投資家、仕入れ先、エコロジカル・フットプリント（地域で使用する資源を再生産、及び廃棄物の浄化に必要な面積）、コミュニティ、グローバルおよび地域の環境、長期的および短期的利益など、いわゆるステークホルダーを考慮した事業の意思決定を行うことを特徴として

いる。いわば、近年注目されているマルチ・ステークホルダー経営が重視されていると捉えられる。

推進関係者や研究者は、BCないしPBCは、機関投資家が環境や社会性、ガバナンス（ESG）に関する問題に注目していることや、また取締役会や経営陣が社会の利益と株主の利益の両立させる努力が進展中であることに照らして、今日的意味が生まれていると指摘する。

多くの州法では、以下のような例が「公共の利益」として認知されている。

- 人の健康増進
- 公共の利益目的による事業体への資本流入の増加
- 普通のビジネスコースの雇用創出を超えて、コミュニティや個人のための経済的機会の推進
- 知識、芸術、科学の振興促進
- 行政サービスが行き届いていない個人や低所得地域への有益なサービスや製品の提供
- 環境の回復、保護、維持
- その他、社会もしくは環境のためになる特別な成果の達成

アメリカ合衆国での会社設立は一般には州法で規制される。BCを設立したり現在の法人をBCに転換するには、大まかには以下の手続きを経る。

1. 法人化した事業体の定款が公認BCであることを示す
2. 株主の賛同を得る
3. 以下のように再作成ないし改正した定款を所定の機関に提出する

- 適切な組織タイプでの新しい事業体名称を規定する
- 公共的目的の概略を述べる
- 事業体はBCであることを宣言する

最初にBCを法制化したのは2010年のメリーランド州であった。その後、約10年間で30の州と、ワシントンDC、プエルトリコ自治連邦区で類似の形態で法制化されていく。2021年末段階では40州を超えたと報告されている。

それぞれの法律は州(管轄区域)によって異なっているとされるが、実態は多くがB-ラボによって提案され推進されたモデル法案に基づいている。

実はモデル法案に基づいて制定された州法は、新しいガバナンスに挑戦する際、深刻なガバナンス問題を引き起こすと警告された(2013年8月、マーク・ローエンシュタイン)。そのため各州では、必要に応じて州法の改正に取り組んできた。

以上、要約すれば、PCやPBCは高いレベルの透明性、説明責任、目的を記した定款を基本的要素とし、株主だけではなくステークホルダーへの影響を優先判断する企業であると考えられる。

デラウェア州

デラウェア州では、DGCL(デラウェア州一般会社法)の2013年改正でPBCが導入された。DGCL第362条でPBCは営利法人であると規定し、タイトルにPBCであることを記載し、ステートメントに一ないし二以上の特定の「公共の利益」の推進を盛り込むこととされる。ステートメント遂行の

報告は隔年ごとでよく、それには以下の内容が含まれなければならない。

- 公共の利益や関心を促進するために理事会が設定した目的
- 公共の利益や関心の促進における企業の進捗状況を測定するために理事会が採用した基準
- 企業目的達成に関して取締役会が選定した基準に基づく客観的な現実の情報
- 企業の目的を達成する継続性に関して取締役会が選択した基準継続アセスメント

レポートの形式は問われず、定款に定めのない限り、レポートの公開は必要とせず、さらには、第三者基準を使用する必要もなく、また、PBCは、設立証明書で要求されない限り、第三者認証を取得する必要はない。比較的柔軟な資格要件である。

一方で、この有用性に比べて、PBCへの移行やPBCからの離脱について、2013年当初の第363(a)条と第363(c)条は、特別にハードルの高い議決要件(議決権の90%が要件)が規定されていた。2015年にはこの要件は3分の2の特別議決と改正され、2020年改正では第363(a)条と第363(c)条が共に削除され、DGCLの第242(b)条、第251条の規定により、定款での特段の定めがない限り、普通議決、すなわち過半数議決で構わないとなった。

ワシントン州の社会的目的企業(SPC)

2012年にワシントン州では他の州のBC法を意識して代わりに社会的目的企業(SPC)と呼ばれる新しい組織を議会で承認

した。定款に一般的な社会的目的（可能な特定目的を加える）を記載することにより、経済的利益を追求しながら環境および社会的目標の達成に向けて取り組むことができる。その点では他の州と同様であるが、他州のBCと比較すると、SPC法案は、検証と報告に関する要件・基準の緩さが特徴である。

- SPCは、外部で検証された報告基準を持つのではなく、通常の年次報告書に加えて、社会的目的達成を詳述した年次社会目的報告書を発行するだけでよしとする。
- SPCは、意思決定において社会的目的を考慮する義務はなく、そうすることが「できる」としている。
- SPCは、社会的目的を追求できなかったとしても、法的措置に直面することはないとしている。

カリフォルニア州の社会的目的企業 (SPC)

カリフォルニア州では、2012年に他州と同様の第三者評価基準を想定するBCが施行されたが、同時期にフレックス目的企業(FPC)法も施行された。そのFPCを2015年1月1日に社会的目的企業法(SPC)に改正した。

名称からして上記のワシントン州のSPCに基準が似ているが、企業目的に以下の特定目的、すなわち*非営利団体が実施できる事前活動、*企業の従業員、仕入先、顧客、債権者の利益実現、*コミュニティと社会の利益実現、*環境保護・改善目的、の一つ以上を提供する必要がある。

カナダ：ブリティッシュ・コロンビア

ブリティッシュ・コロンビア州(略称BC州)には州法である「事業会社法(Business Corporation Act: BCBCA)」の2012年改正によって、イギリスのコミュニティ利益会社(CIC)に非常によく似たコミュニティ貢献会社(C3)の制度が生まれた(イギリスの「コミュニティ利益会社(CIC)」の内容については『協同の発見』141号、2004年4月参照)。トロント大学の調査では2020年末の段階で登録90社のうち60社が活動中である。

本論で言及されているベネフィット・カンパニー(Benefit Company: BC)は2019年事業会社改正法(No.2)で追加されたものである(209-2019)。内容的にはアメリカ合衆国各州のBC(ベネフィット・コーポレーション)を踏襲したものと言える。

ベネフィット・カンパニー設立・移行は、「公共の利益」の実現を目的とする定款などの変更を伴う特別議決で実施できる。改正法ではベネフィット・カンパニーの節において定義が列挙され、「公共の利益」では、株主以外の人々、そしてコミュニティ、組織のための、さらに環境のための活動を明示するとともに、「責任ある持続可能な方法」では、会社の運営の影響をうける人たちの福祉を考慮することや、「第三者基準、その設定団体」なども定義されている。



イタリア・南米

アメリカ、カナダ以外でも、イタリア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ウルグアイ、で同種の法律の制定が広がっている。

イタリア

イタリアではアメリカ合衆国のBC=Benefit Corporationの名称をそのまま使ったSocietà Benefit (ソチェタ・ベネフィット)が導入された【Legge 28 décembre 2015(L.208/2015), n208 (第1条第376項-384項、および附則4-5)】。

内容はほぼアメリカ合衆国のBCやPBCの範疇(税制上の優遇策がないなど)に入るが、要件等は比較的厳密と幅の広さでイタリアの個性が見て取れる。

イタリアの法律では営利会社以外の事業者も、民法典に規定されているものはソチェタ・ベネフィットになることができる。すなわち、第2247条に列記される営利会社(単純会社、パートナーシップ、有限会社など)に加えて、2511条の相互目的会社(協同組合)がソチェタ・ベネフィットに移行することができる。ただし、イタリアで特徴的な社会的協同組合や社会的企業は移行できないとされている。

また、共同の利益(Beneficio Comune)の追求に関する報告書には以下の項目の第三者評価基準を使う必要がある。

- ガバナンス、共同の利益を追求する際の会社の透明性と責任の程度を評価
- 労働者との関係
- 他の利害関係者との関係
- 会社が社会に与える影響

コロンビア

コロンビアでは2018年6月18日、共同利益商事会社(Sociedades Comerciales de Beneficio e Interés Colectivo, 以下「BIC商事会社」)の創設・開発を規制する法律(法律1901号/2018年)が制定された。BIC商事

会社には税法上の特権的地位は提供されないが、その法的地位を獲得するために定款を改正すること、すなわち名称にBICもしくはBeneficio e Interés Colectivoの称号を会社名に入れること、労働者保護や、若者、ホームレス、元受刑者など、構造的に失業に直面している人たちのための仕事の選択肢を創造すること、その地位を維持するために予算管理、認知、包括的、独立性、信頼性、透明性の特性を必須とする独立した基準に基づく報告書の提出を必要としている。なお、管理当局、第三者の監査が必要になる場合もある。

エクアドル

エクアドルでは「企業家精神とイノベーションの組織法(Ley Orgánica de Emprendimiento e Innovación)」が2020年2月28日に公布された。その第3条「定義」の第10項に共同利益会社(Sociedades de beneficio e interés colectivo,以下「BIC会社」)が「会員や株主の利益のための事業活動展開により、社会と環境の利益を追求して、積極的な社会効果を生み出す義務づけられている企業」と規定されている。

ペルー

2020年10月に法律第31072号「共同利益会社法(Ley de la Sociedad de Beneficio e Interés Colectivo)」が承認された。

ウルグアイ

ウルグアイも、BIC(共同利益商事会社)の法律第19969号が2021年7月23日に公布

され、政令第136/022号が2022年4月26日に公布された。管理者は、以下のような点に関して作為・不作為の影響を考慮しなければならないとしている。すなわち、(I) パートナーまたは受益者、(II) 現在の従業員、および一般的には契約労働者、(III) 彼らが関係しているコミュニティ、地域および地球環境、および(IV) パートナーおよび会社の長期的な期待など。また「環境面の維持可能なマネジメント」「積極的な影響」「社会的目的」「環境保護目的」などの定義は政令に書かれている。



ここまで紹介してきた法制定は、いずれも、アメリカでの法制定運動推進者である《B-ラボ》やその連携者によって、中南米においては《SISTEMA B》によって拡大している。これはさながら世界に「布教」で飛び出した近世のキリスト教ミッションを想起させる。

イギリス

イギリスには、先に紹介したコミュニティ利益会社(CIC)が2004年に導入された。チャリティ団体などの事業性の不十分さを克服するものであったが、その特徴は「アセットロック」や利益分配に制限を持った、いわば「非営利性」を謳う地域利益に貢献するところにある(「コミュニティ利益会社」の内容については『協同の発見』141号、2004年4月刊参照)。

近年、前述の営利性を保持したベネフィット・コーポレーション法に影響を受けて、「Better Business Act」の法制定運

動が進んでいる(筆者はこの和名を「社会等改善事業法案」と使うことにする)。特徴は先行したCIC法の様々な制限を取り払った法案にある。

具体的には、2006年会社法第172条等を改正して、会社の取締役の任務を、会社の目的を推進するとともに、会社構成員、より広範な社会、そして環境に利益をもたらすように会社を運営することにあると規定する法律案である。

[改正案]第172条 会社の目的を進展させる義務

- (1) 会社の取締役は、自らが誠意を持って、全体として構成員の利益のために会社の目的を進展させる可能性が最も高いと考える方法で行動しなければならない。その際は、(とりわけ)以下のことを考慮しなければならない。
 - (a) 意思決定がもたらす長期的な結果予想、
 - (b) 会社の従業員の利益、
 - (c) 仕入れ先、顧客、その他との会社のビジネス関係の促進に必要なこと、
 - (d) 会社の事業活動が地域社会と環境に与える影響、
 - (e) 信頼性と高い水準の業務遂行に対して当然の評判を維持する企業の魅力(望ましさ)、
 - (f) 会社の構成員間で公正に行動するために必要なこと。
- (2) 会社の目的は、以下の方法で運営し、メンバー全体に利益をもたらすことである。
 - (a) 会社の規模と事業の性質に見合った

方法で、より広範な社会と環境に利益をもたらす、

(b) そのような危害または費用を排除することを目的として、会社が作成する危害または会社がより広範な社会または環境に課す費用を削減する。

(3) 企業は、第(2)項に定められた目的よりも、より広範な社会と環境に有益な目的を通常定款に具体的に記すことができる。

(4) 本条により取締役が課せられる義務は、

(a) 特定の状況において、取締役が会社の債権者のために検討または行動することを要求する法律の制定または規則の対象となる効力を有する、そして

(b) 会社に対してのみ存在し、他のいかなる利害関係者に対しては存在しない。

● フランス

フランスにおいて近年、社会や環境問題への具体的な取り組みを事業計画に盛り込むことに関心を向ける企業が増えていることを背景に、また企業の社会的責任をさらに推進できるようにするため、「2019年5月22日の第2019-486号企業の成長と変革に関する法律(1)」により、法人化されている様々なタイプの企業・会社の枠組みに「ミッション型企業」(Entreprise à Mission)と呼ばれる新しい質を持った企業が導入された。

法律制定までのプロジェクト「企業の成長と変革のためのアクション・プラン(Plan d'Action pour la Croissance et la Transformation des Entreprises)」は企業、

国会議員、労働組合、市民団体の協力の下に推進され、制定された法律の略称はプロジェクトの頭文字をとって「PACTE法」と呼ばれる(本論ではこの法律を以下「PACTE法」と呼ぶ。「知財法」とは別物)。

PACTE法は第176条で商法典、保険法典、共済組合法典の一部改正を行い、今までの法律で存在する様々なタイプの企業スキームに「ミッション型会社」「ミッション型相互保険会社」「ミッション型共済組合」または「ミッション型組合」を導入することが可能になった。このことにより、もはや単に利益を上げることに限定されず、あらゆる会社に、企業イメージを獲得するだけではなく、実際の社会や環境に対する使命を持てるように、具体的な行動を約束する義務を負わせる。

ミッション型企業の要件は以下の全てを満たす必要がある。

1. 会社・組合の定款には、目的の概略、会社・組合が追求する社会的目的や環境保護目的、さらにその遂行監視方法を明示的に記載する
2. 商事裁判所の登録簿への宣言書の作成、およびINSEE(フランス国立統計経済研究所)への通知の提出
3. 2年ごとに監査を実施する独立した監視機関の任命

また、3つの主要ステップを踏む必要がある。

1. 定款を作成または変更する(変更は組織の定款に従う)
2. ミッション委員会を任命する
3. 要件に見合ったことを確認して、ミッション型企業としての資格を宣言する

ミッション委員会は、ミッションに関する監査委員会のようなもので、年次報告書を定期株主総会に提出する義務がある。その報告は公開され、外部の誰でもアクセスすることができる。

また、独立した第三者機関は、少なくとも2年ごとに企業が主張する社会・環境目標の実行を検証する必要がある。付記すればこの独立した第三者機関を構成するメンバーは、フランスの認定委員会によって任命される。要件に欠落が生じた場合は商事裁判所所長の同意の下、所定の手続きでミッション型から除外される。

4 「資本主義が生んだ諸矛盾は資本主義の手法で解決する」

資本主義を根底から批判する対案(カウンタープロポーザル)であるべき社会主義も、その経済の行き詰まりと共に、気候変動や分断・差別の世界に対して大した効用もないまま推移してしまっている。来るべき社会の創造も様々な人々の叡智の結集が原点であって、過去の理論が現在の生きた豊かな人々の発想、結束、協同の桎梏になってはならない。たとえば、マッハの相対論を厳しく批判したのはロシア革命主導者のレーニンであったが、そのマッハの考え方を参考にしたアインシュタインは、あの画期的な相対性理論にたどり着いたということもある。

アメリカ合衆国で盛んだった「金融資本主義」「行き過ぎた資本主義」を克服すべく、人々の幸せを関心の中心に置いた、ヨーロッパや南米で発展した社会的経済や連帯経済

という代案(オルタナティブ)の運動が拡大してきた。筆者がもっとも関心を寄せている経済形態である。いま本論で言及している事業組織のあり方は、これらの対案でも代案でもなく、資本主義手法をオーソドックスに駆使した提案であると読み取れる。

本論では主に法律を紹介してきたが、実際に法制定運動を進める当事者や研究者からは、いくつかの興味深い術語が生まれている。環境的側面、社会的側面、経済的側面の3つの側面から企業活動を評価するトリプル・ボトムラインという言い方で説明しようとする挑戦があるが、敢えていうなら3つの側面にガバナンスの側面を加えて「クアドラプル・ボトムライン」とでも言えるかも知れない。さらに「第4セクター(フォースセクター)」も使われ始めている。理論問題と感覚問題が入り混じり、実践的課題も存在し、いつまで生き延びる言葉かは不明である。

今年施行する労働者協同組合法は、地域と生活を活性化させる連帯経済を大きく推進させるであろう。非営利である労働者協同組合や他の協同組合が進めなければならない連帯経済は、この「新しい営利型社会的目的企業」とも言える運動と連携を進めることになるだろう。社会連帯のネットワークにとって、社会性や環境問題、ガバナンスなどに取り組む幅広い経済主体のあり方は積極的な研究・検討課題である。

「資本主義が生んだ諸矛盾は資本主義の手法で解決する」という挑戦がこの新しい会社の趣旨であると思われるが、その答えはいまのところ、ない。

了